

平成30年度
事業計画書

自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日

社会福祉法人 酒田市社会福祉協議会

《目 次》

注) 下記のページは、目次を1Pとしています。

| | | |
|----|------------------------------------|----|
| I | 地域福祉の推進に関する基本認識と基本方針、重点目標 | |
| 1. | 基本認識 | 2 |
| 2. | 基本方針 | 4 |
| 3. | 重点事業 | 5 |
| II | 具体的な施策 | |
| 1. | 市民による支え合い活動の推進 | 6 |
| | 新・草の根事業の推進 新たな地域支え合い活動の仕組みづくり | |
| | 新たな地域課題への対応 地域福祉活動の担い手確保の促進 | |
| | 市社協ならではの制度外サービスの展開 市社協ならではの子育て支援 | |
| | 赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動の推進 | |
| | 赤十字活動への協力（日赤山形県支部酒田市地区の活動の推進） | |
| 2. | 高齢者、障がい者等の権利擁護 | 16 |
| | 福祉サービス利用援助事業利用促進と法人による成年後見事業の拡充 | |
| 3. | 低所得者への支援 | 18 |
| | 生活困窮者自立支援事業の拡充 | |
| 4. | ボランティア等市民活動の振興と支援 | 21 |
| | ボランティア等市民による公益活動の推進 地域での福祉教(共)育の実施 | |
| | 社会福祉法人等との協働による公益的取組みの推進 | |
| 5. | 災害対策の実施 | 25 |
| | 災害対策と被災地支援 | |
| 6. | 相談事業の推進 | 28 |
| | 窓口相談、心配ごと相談、地域あんしん相談 | |
| 7. | 介護及び障がい福祉サービス事業の推進 | 29 |
| | 居宅介護支援事業 特定相談支援事業、障がい児相談支援事業 | |
| | 訪問介護事業 障がい児・者訪問介護事業 | |
| | 通所介護事業（デイサービスセンターいずみ、デイサービスセンター松山） | |
| | 事業継続計画（BCP）の作成 地域包括支援センター（にいだ） | |
| 8. | 広報活動、顕彰、慰霊事業の実施 | 35 |
| | 広報活動 顕彰事業 酒田市戦没者追悼式（平和記念のつどい）の開催 | |
| 9. | 適正な法人運営と施設管理等の推進 | 37 |
| | 法人組織 事務局職員体制 地域福祉センター及び八幡やまゆり荘の | |
| | 管理・運営 市福祉バス・市日赤福祉バス・やまゆり号の運行 | |
| | 市社協所有山林及び駐車場の市への移管協議 財源の確保 | |
| | 基金の有効活用 八幡・松山・平田支部運営 | |

平成30年度 社会福祉法人酒田市社会福祉協議会事業計画

I 地域福祉の推進に関する基本認識と基本方針、重点目標

1. 基本認識

孤立に起因した生活問題（課題）が深刻化しています

- * 今、地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化の進行や人口減少、過疎化、家庭や地域での支え合い機能の弱まりなどを背景として、貧困や虐待、ひきこもり、孤独（孤立）死、自殺など、地域のなかでの孤立を起因としたさまざまな生活問題（課題）が深刻化しています。
- * こうした、生活上の悩みを誰にも相談できず、地域において孤立する人への支援が大きな課題となるなか、国においては、このような社会情勢や経済の変化等に対応するため、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会「我が事、丸ごとの地域づくりによる地域共生社会の実現」を政策として位置づけ、住民を主体としながらも、行政と社協等との連携・協働により、地域課題解決の体制づくりを進めています。

酒田市も同様の課題を抱えています

- * 私たちが暮らす酒田市でも、高齢化率は上昇の一途をたどり、平成29年12月末で34.0%（前年同月比0.7ポイント増）となっています。人口も毎年千人程度減り続けていましたが、平成24年からは1,200人から1,300人程度の減少数となり、平成15年に千人を割り込んだ出生数は平成26年から600人台で推移しています。
- * 高齢化の大きな問題の一つは、高齢者だけの世帯が増えていることです。民生児童委員の福祉ニーズ調査結果によれば、本市では約8千2百世帯、1万2千人余りが高齢者だけで生活しており、しかも年々増加しています。これに過疎化や孤立化、認知症の増加などの問題が加わると、通院や買い物、除雪、灯油詰め、電球交換等々、日常生活のちょっとしたことに支障を来たす高齢者の増加が心配になります。

- *また、金銭や通帳・財産の管理、災害時の避難、閉じこもり、虐待、悪質商法被害、果ては孤独（孤立）死など、生命や財産に関する権利擁護もいっそう大きな課題になってきます。これらのことは高齢者に限ったことではなく、障がい者などにも共通する心配ごとです。
- *児童虐待や高齢者虐待、孤独（孤立）死、自殺への対応も課題となっています。
- *市と県から委託を受け市社協が運営している「生活自立支援センターさかた」には、収入や生活費、仕事探しなどについての相談のほかに、ひきこもりや不登校、DV（配偶者など親密な関係にあるパートナーからの暴力）の相談も寄せられています。

制度的なサービスだけでは限界があり、地域での支え合いが重要です

- *こうした課題を解決するには、自助が基本にあるとしても、共助・公助の福祉サービスを可能な限り活用することが第一に考えられますが、制度の間や多様なニーズにすべて対応することは制度上も経費負担の面でも困難です。共助や公助の制度的サービスは暮らしの基盤でありその充実を期待しますが、制度的なサービスだけでは限界があります。
- *さまざまな問題（課題）を抱えた人々が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、共助・公助の制度的なサービスを利用しながらも、互助の精神による住民同士の支え合い・助け合いが重要です。
- *今は問題（課題）がなく、自分には関係のない「他人事」と思っている人でも、「明日は我が身」ということもあります。今は小さな1人の問題であっても、多くの人に共通する問題になるかも知れない、「我が事」になるかも知れないということにも思いを馳せることが大切です。「明日は我が身」「お互いさま」の心で支え合うことを考えなければなりません。

自助：自分の力で自発的に課題を解決すること

互助：地域住民の助け合いやボランティア、NPOなどによる支援

共助：制度化された相互扶助。介護保険制度や医療・年金などの社会保険制度

公助：行政による支援。自助・互助・共助でも生活を守りきれない最後の守り

2. 基本方針

酒田市社会福祉協議会（市社協）は地域との関わりを深めます

- * 市社協は、公的な性格を持つ民間福祉団体であり、住民とともに地域福祉を推進することを目的に、地域福祉活動を基盤とした「福祉でまちづくり」を進めている組織です。市社協は、多様な住民組織による様々な支え合いに関わってきていることから、「支え合いの要（かなめ）」として、市や東北公益文科大学とともに、学区・地区社協、コミュニティ振興会、自治会、民生児童委員等との関係を一層深め、より多くの住民参加のもとに制度の狭間にあるような個別課題・地域課題を把握し、解決策を考える「場」づくりを進めていきます。
- * また、地域が主体となった課題解決にあたり、地域住民が他人事として役員任せにせず、お互いさまの気持ちで可能な範囲で労力や技術などを出し合う意識を地域の関係者と一緒になって醸成していきます。
- * 市社協は、地域の福祉力・支え合い力を高めるべく、ご近所が力を出し合って「ご近所（助）力」がアップするよう、「ご近所の底力」が発揮できるよう、地域との関わりを深めるとともに、自らも具体的な活動を提唱・実践していきます。

第3期地域福祉活動計画を着実に実行します

- * 市社協では、平成27年度に、市が策定する第3期地域福祉計画（第3期計画）に合わせて、平成28年度から32年度までの5年間で計画期間とする第3期地域福祉活動計画（第3期活動計画）を策定しました。第3期活動計画は、市の第3期計画を実現・実行するための中核となる市社協の取り組みを定めた計画であり、毎年度策定する市社協事業計画の指針・拠り所となるものです。
- * 平成30年度は、第3期活動計画実践の中間年に当たることから、地域福祉を取り巻く諸情勢や地域の様相などを踏まえ、現行計画の点検・見直しにも取り組みます。

市社協ならではの強みを活かします

- * 地域福祉を進めるうえでは、ボランティアやNPOなど市民活動の力

も重要になります。学区・地区社協、コミュニティ振興会（コミ振）、自治会、民生児童委員などの地縁組織の活動とボランティアなどの「志縁」組織の活動が一緒になれば、地域の支え合い活動の厚みも増してきます。

- * 市社協は、東日本大震災での被災地支援活動を通して、「平時の活動なくして非常時の活動がないこと」を学び、平成24年度にボランティアセンターを立ち上げました。平成30年度からは、酒田市の公益活動支援センターとの一本化を図り、これを大きな強みの一つとして、いわゆる災害弱者への対応を含めて、ボランティアなど市民活動の一層の振興を図っていきます。
- * また、市社協では、地域福祉部門と介護サービス部門を有し、社会福祉士や社会福祉主事任用資格者、介護支援専門員、介護福祉士、ホームヘルパー、保健師、精神保健福祉士、栄養士などの専門職を擁しています。地域福祉部門では、福祉サービス利用援助事業と生活福祉資金貸付事業を県社協から受託しているほか、生活困窮者自立支援事業を県と市から受託しています。さらに、平成30年度から一本化されるボランティア・公益活動センターと福祉教育関係事業を市から受託します。介護サービス部門では、地域包括支援センター業務を市から受託しているほか、障がい児（者）の相談支援事業も行っています。
- * 共助・公助の制度的サービスだけでは解決できない福祉課題や生活課題への対応が求められているなか、これら市社協の組織体制や専門スタッフ、業務等を活かして市民の自助・互助の力を高めるために、市社協が有する部門間・事業間・職員間の連携を強化していきます。
- * また、社会福祉法の改正（平成28年）を受けて、すべての社会福祉法人に対して、公益的な取組みをすることで地域社会に貢献することが責務となりました。このことは市社協の役割そのものであり、これが法律上も定款上も明確に位置づけられたということは、市社協の役割がより明確になったことを意味しています。
- * 市社協はこのことを積極的な意味合いを持って受け止め、市社協ならではの強みを活かしながら、社会福祉法人等の地域における公益的な取り組みにおいてリーダーシップを発揮していきます。

3. 重点事業

平成30年度は、第3期活動計画実施の3年度目となります。地域福祉の推進に関する基本認識と基本方針のもと、以下の9項目を平成30年度の重点事業に定め、「地域とともに考え、行動する社協」を目指していきます。

- (1) 市民による支え合い活動の推進
- (2) 高齢者、障がい者等の権利擁護
- (3) 低所得者への支援
- (4) ボランティア等市民活動の振興と支援
- (5) 災害対策の実施
- (6) 相談事業の推進
- (7) 介護及び障がい福祉サービス事業の推進
- (8) 広報活動、顕彰、慰霊事業の実施
- (9) 適正な法人運営と施設管理等の推進

II 具体的な施策

1. 市民による支え合い活動の推進

新・草の根事業の推進

(1) 基本的な考えと方針

学区・地区社会福祉協議会が抱える課題への対応

- * 市社協では、これまで学区・地区社協とともに、新・草の根事業を中心に地域福祉を推進してきました。制度発足以来、時間が経過するなかで、各地区では関係性の希薄化、高齢・過疎化が進み、担い手不足が顕在化しています。
- * そうした中、通院や買い物の移動手段など、現在の住民が感じている新たな福祉課題が出ているほか、介護予防事業と地域交流サロン事業など類似の事業を複数の組織で行うことの非効率な状況も生じています。
- * このような状況から、第3期酒田市地域福祉活動計画に盛り込んだとおり、事業の包括的な見直しを実施するべく昨年度に全学区・地区社協への聞き取り調査を行いました。
- * 今年度の新・草の根事業は、以下の表のメニューとなりますが、昨年度の聞き取り状況を踏まえて、実施主体となる学区・地区社協が、その地域に合った事業の展開が行いやすい取り組みとなるように、具体的な提案をしていきます。

新・草の根事業のメニュー

【学区・地区社協運営事業】

- ・学区・地区社協の運営を適切に行うための経費

【見守りネットワーク支援事業】

- ・一人暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯等の見守り支援活動として、対象者の台帳を作成し日常の見守りや災害時の支援協力を行う事業

【合同研修事業】

- ・自治会長、民生児童委員、福祉協力員、学区・地区社協役員等の資質向上を図るために研修会等を開催する事業

【ふれあい給食事業】

- ・65歳以上で身体が虚弱な一人暮らし世帯、75歳以上で身体が虚弱な夫婦世帯及びそれに準じる世帯に対し、地域住民との交流を目的に給食を提供する事業

【地域あんしん事業】

- ・地域内の日常生活相談（適切な機関への橋渡しも含む。）に応ずるとともに市社協との連携を密にするために人員を配置する事業

【地域交流サロン事業】

- ・高齢者の閉じこもり防止と心身の健康保持を目的に、集会施設等で交流会を開催する事業

(2) 具体的取り組み

①自治会、コミ振への事業の周知と説明

- *市社協は、学区・地区社協と自治会、コミ振が一体となり、新・草の根事業をはじめ地域福祉活動が推進されるよう、自治会長研修・説明会や学区・地区社協で開催される合同会議など様々な機会を捉え、事業の周知と説明を引き続き丁寧に行います。

②学区・地区社協との連携強化

- *学区・地区社協の機能強化を進めるために、職員による学区・地区社協担当制を継続し、関係機関等と連携・協働しながら、地域福祉活動を推進していきます。

③新・草の根事業の包括的見直し

- *新・草の根事業は、平成29年度から市が取り組む「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」（新しい総合事業）とも密接に関係することから、このことも視野に入れて包括的見直しを行い、今日的課題に

対応してまいります。

- * 福祉協力員活動のあり方についても、役割意識や取り組みに差異が生じています。このため、新・草の根事業の包括的見直しに合わせ、各学区・地区社協への聞き取りや他市の状況を調査し、活動に参加しやすい環境づくりと仕組みづくりを検討します。

④改正個人情報保護法への対応

- * 見守りネットワーク名簿台帳（市の災害時要援護者支援台帳と統一様式）は、改正個人情報保護法へ対応するため同意を得る様式に変更しています。
- * しかし、同意がある人だけを見守り支援の対象とすることで、事業目的を達成することができるのかという課題が残ることから学区・地区社協の皆さんと協議してまいります。

新たな地域支え合い活動の仕組みづくり

（１）基本的な考えと方針

①地域における新たな支え合い活動の必要性

- * 除雪や通院、買い物のための移動手段など、日常生活の困りごとを抱える高齢者や障がい者等が顕在化してきており、今後さらに増加することが予想されます。住み慣れた地域で生活していくためには、地域住民同士による新たな支え合いが必要であり、地域の実態に即した仕組みをつくる必要があります。
- * 明日は我が身、お互いさまの心で行う新たな支え合い活動は、地域において、より元気、より若い世代が、できる範囲・時間で、自らの労力や技術、資格などを提供する新たな支え合いの連鎖を生み出していくものです。

②新たな地域支え合い活動の拡大

- * 市社協は、学区・地区社協をはじめ地域住民とともに、地域課題の把握と共有を行い、解決に向けた新たな地域支え合い活動の内容を検討します。

③介護予防・日常生活支援総合事業への対応

- * 酒田市ではコミュニティ振興会などを実施主体とした生活支援サービスや通所サービスを全市で実施できるように働きかけを行っています。
- * 一方、地域では担い手不足など、市が求める役割をすぐに事業化できる状況の地域ばかりではないため、取り組みに向かう姿勢にも差異が生じ

ています。地域診断など地域の課題として受け止められるように、市社協の役割を果たしていきます。

(2) 具体的取り組み

①地域での新たな支え合いの仕組みづくりの支援

- * 地域支え合い活動をすでに展開している琢成学区、日向地区、南遊佐地区に加え、実践に向けて取組みを進めている亀ヶ崎地区、実践に向けたワークショップを重ねている松陵学区の活動を支援していきます。
- * まだ取り組んでいない地域に対しては、新たな支え合い活動が展開されるよう、説明・情報提供に努め、取組みを働きかけていきます。

地域での新たな支え合い活動の取り組み

【琢成学区地域支え合い活動】

- ・ 地域通貨を介在させて、日常生活に手助けが必要な人を、地域住民がサポーターとしてお手伝いする事業（事業名：よろずや琢成）
- ・ 手助けが必要な人は、チケット（10枚綴り1,500円）を購入し、お手伝いの内容に応じてサポーターにチケットを渡す
- ・ サポーターはチケットを1,000円相当の商品券と交換し、地元商店等で使用する

【日向地区地域支え合い活動】

- ・ 除雪ボランティアと居場所づくりなど
- ・ 除雪作業が困難な高齢者等宅の除排雪をボランティアと地域住民が協働して行う、日向ささえあい除雪ボランティアを実施。除雪作業後にはボランティアと地域住民の交流も行っている
- ・ 自治会地域内にベンチを設置し身近な居場所を作り、また、コミセン内にカフェスペースを作り多世代の住民交流の場として活用している
- ・ 災害時に備え、地域支え合い防災マップを作成

【南遊佐地区地域支え合い研修会】

- ・ 平成27年度に地域支え合い研修会を開催し、平成28年度に具体的な取組内容を検討
- ・ マイ夢の里交流会を実施し、多世代の地域住民が交流する機会を創出
- ・ 買い物支援に取り組んでいるが、今後も取組み内容を検討し、充実していく

新たな地域課題への対応

(1) 基本的な考えと方針

- * 高齢者を標的にした悪質商法・特殊詐欺事件、ニート（若年無業者）の増加、ひきこもり事案に特に関係性の強い、いわゆる「8050問題」、地域での空き家やゴミ屋敷への対応、自殺、DV被害などの問題、刑余者や非行少年への福祉的支援など、地域社会では新たな福祉課題・生活課題が顕在化しています。
- * 市社協では、市健康課と連携して、これまで「こころのサポーター養成講座」の開催等、自殺予防対策を継続して行ってきました。
- * 平成27年度に市と県から生活困窮者自立支援相談事業を受託し、生活自立支援センターさかたを開設して以来、ニートやひきこもりなど、生きにくさ・生活のしづらさを感じている方々に対する相談及び就労支援などを行っています。
- * これらの問題に対しては、市及び関係機関・団体との連携した対応はもちろん、地域の理解と協力を得ながら対応していきます。

(2) 具体的取り組み

① 自殺予防対策

- * 市健康課が実施する「こころの健康相談」等に引き続き協力していきます。
- * 市社協では、見守りネットワーク支援対象者の把握にあたり、高齢者のみならず、たとえば、80代の親と働いていない50代の子が同居する「8050」といわれる家庭など対象を拡大することも検討していきます。

② 悪質商法被害防止対策

- * 警察や消費生活センターが開催する悪質商法に関する研修会について、学区・地区社協合同研修等で情報提供を行い、自主的な啓発、研修活動を支援していきます。
- * 市社協は、権利擁護事業に取り組んでいることから、訪問介護員（ホームヘルパー）や生活支援員に対して情報提供を行い、権利擁護事業利用者が被害に合わないよう十分配慮していきます。

③ 生活困窮者自立支援

- * 「生活自立支援センターさかた」には、ニートやひきこもり等の課題を抱えた相談もあることから、関係機関・団体と連携しながら自立に向け

た支援を行っていきます。

- * 相談には、刑余者も訪れることから、更生保護行政、関係機関と連携し、福祉的支援について協議していきます。

④空き家、ゴミ屋敷対応

- * 地域の空き家をサロンや居場所として有効活用するため地域と連携して検討を行います。
- * 「ゴミ屋敷」等に象徴される支援困難事例は、突然起こる課題ではなく、その状態に至るまでには地域での孤立化の問題を中心として複雑多岐に渡る課題が積み重なって起こっていることが分かっています。これらは市社協単体で解決できるものではなく、関係機関や住民を含めた連携が図られやすいような組織の立ち上げを呼びかけます。
- * 地域において孤立化傾向にある住民の把握に努め、課題発生の困難化を事前に食い止められるような予防の視点についても住民と共に検討を進めていきます。

地域福祉活動の担い手確保の促進

(1) 基本的な考えと方針

- * 学区・地区社協を初めとして、自治会、コミ振、老人クラブ、地域に根ざしたボランティア団体やNPO法人、民生児童委員等、地域では様々な組織・個人が福祉活動を実践しています。
- * しかし、その担い手やリーダーが固定化または高齢化する傾向が見られ、次世代の担い手が不足している一方、福祉活動に関する情報提供や気軽に参加できる活動を求める声が地域からあがってきています。
- * こういった現状を踏まえ、関係団体と福祉活動参加を促進するための研修の場づくりを協議していきます。

(2) 具体的取り組み

- * 地域での担い手を育成するための福祉版出前講座の開発や出前講座の実施に向けて、講座メニューやモデル地区を設定しての開催について検討します。
- * 講座内容の検討にあたっては、参加しやすい、参加を促す仕組みづくりとなるように、住民自治組織や老ク連等との情報交換・連携を深めます。
- * 地域の活動に積極的に参加していただくために、ボランティア活動、NPO活動、市民活動等に関する広報、情報を提供していきます。
- * 将来の担い手が地域のコミュニティとつながりが作れるように、ボランテ

ィア交流会の拡充や、退職した方の“地域デビュー”を促す意味で、「お父さんお帰りなさいパーティー（仮称）」等、退職年代の男性に向けた講座の実施など、楽しみながら地域活動につながるような企画を検討します。

市社協ならではの制度外サービスの展開

(1) 基本的な考えと方針

- * 介護保険サービス、障がい福祉サービス、子育て支援にかかるサービスなど制度に基づく各種サービスがありますが、日常生活のちょっとした困り事の全てに対応はできません。
- * 第3期活動計画策定時に市社協の訪問介護員（ホームヘルパー）からは、普段使わない部屋の掃除や窓ふき、草むしりなど、介護保険制度外のサービスを求められ、断ることに対して悩んでいるといった意見が出されています。
- * 市社協は、このような日常生活のちょっとした、しかし、支援が必要とされる困り事について、介護保険制度改正による「新しい総合事業」の展開状況や地域での新たな支え合い活動、社会福祉法人による公益的な活動等を考慮し、新たな支援策を検討します。また、既存の制度外サービス等市内の社会資源を改めて把握し、必要に応じて情報提供を行います。

(2) 具体的取り組み

- * 高齢者や障がい者の訪問介護事業（ホームヘルプサービス）は、日常的な家事を超える大掃除や窓ガラス磨きなどの行為は、保険制度外のためサービス提供ができないこととなっています。一方で、これらの日常的でない家事に対する利用者の支援要望も多いことから、訪問介護における新たな保険外サービス実施に向け、市社協内で課題分析や体制などについて協議します。
- * また、保険外サービスに対応できる既存のシルバー人材センターやボランティア団体、民間事業者等の事業を確認・把握するための調査を行い、社会資源のリスト化やその情報提供の方法などについて検討を行います。

市社協ならではの子育て支援

(1) 基本的な考えと方針

- * 子育ては、第一義的には家庭にあります。が、「子どもは地域で育つ」「地域が子どもを育てる」などの言葉に表されるように、子どもの健やかな成長には家庭だけではなく「地域の力」が不可欠です。市内ではすでに民生児

- 童委員が中心となった「地域子育て応援団」や保育所・学童保育所での地域との交流事業など、地域住民が主体となった活動が実施されています。
- * また、ひとり親家庭や低所得世帯の子ども等に対する教育支援や、孤食になりがちな子どもたちへ食事を提供し、集いの場づくりを行う活動も実施されています。
 - * 市社協では、これまでの共同募金による助成を継続するとともに、今後は、幅広い観点から市社協ならではの子育て支援策を検討していきます。

(2) 具体的取り組み

- * 共同募金による既存の助成先やこれまで助成実績のある団体等への事業拡充支援を継続します。
- * 市民による新たな自主的な活動に対しても、PRや相談対応等の支援を行い新規助成の拡大に努めます。
- * 子育て支援団体・機関などと協働による教育支援、子ども食堂など、集いの場づくりへの支援について検討を行います。
- * 子育て支援に取り組んでいるNPO法人や子育て支援センター、教育機関等との情報交換を行うとともに、新・草の根事業の包括的見直しに合わせ、地域と連携した子育て支援が実施できるよう、学区・地区社協、コミ振、市関係機関等と取り組みについて検討を行います。

赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動の推進

(1) 基本的な考えと方針

①共同募金、歳末たすけあい募金運動の意義

- * 共同募金、歳末たすけあい募金とも、それぞれの目的に沿った市民の善意の輪による運動であり、募金は子育て、障がい児（者）、高齢者、福祉団体等の活動や低所得世帯の支援などの貴重な財源として助成されています。

②募金運動の課題

- * 自治会加入者の減少や共同募金以外の募金活動の多角化に伴う市民の意識の変化、景気の影響等があって戸別募金や法人募金は年々減少傾向にあります。そのため市社協では、法人募金、職域募金の拡大や応援コンサート、イベントの参加などによる新たな募金の対象拡大に取り組み募金額の増額に努めています。
- * 全国的な動きとして、中央共同募金会より、募金が多く地域住民に関わる仕組みづくりとなるよう、募金運動強化を目的とした期間拡大とテ

一マ型（地域課題解決型）募金が提起されています。このことについては、山形県共同募金会での協議をふまえながら対応していきます。

③共同募金、歳末たすけあい募金の取り組み

- * 共同募金については、今年度も募金目標額を設定し、自治会やコミュニティ振興会、民生児童委員、関係団体等のご協力のもとに募金運動を展開していきます。
- * 歳末たすけあい募金については、募金額の統一、また地域のための支援を目指し、そのあり方について協議していきます。

(2) 具体的取り組み

①共同募金運動に対する理解の促進

- * 災害の多発等や募金活動が多様化していることにより、共同募金が唯一の募金先でないことが否めなくなっていますが、全体の約7割を占める戸別募金は、共同募金の基礎となるものであることから、自治会長研修・説明会、支部福祉推進員研修・説明会をとらえて募金の趣旨を理解していただくよう丁寧に説明していきます。

②法人募金、職域募金、募金箱設置等の新規開拓と新たな取り組みの検討

- * 新規の法人募金依頼先・募金箱設置個所の拡大に努めます。
- * 応援コンサート、バザー、色紙・楽焼展等の拡充・改善に取り組んでいきます。
- * テーマ型（地域課題解決型）募金については、山形県共同募金会での協議をふまえながら、先進的な取り組み情報の収集に努めます。

③助成先の事業支援、助成先の新規開拓

- * 助成先となっている既存の事業については、継続できるよう事業内容の拡充や転換について支援していきます。
- * 現在助成されていない福祉事業について、事業内容の把握に努め、未助成先への働きかけなど新規開拓を図ります。

④募金運動の周知

- * 社協会報やホームページに募金運動の意義や助成金の使途等を掲載して透明性を高めていきます。

赤十字活動への協力（日赤山形県支部酒田市地区の活動の推進）

（１）基本的な考えと方針

- * 日本赤十字社は、日本赤十字社法により設立された社団法人で、国際赤十字の一員として、国民全体からの会費納入という支え合いの下に、国際救援活動、災害救護、救急法等の講習、赤十字ボランティア、青少年赤十字の育成、血液事業など、様々な人道的活動を行っています。
- * 各都道府県に日本赤十字社の支部が設置され、支部の下部機関として市の区域に地区を、町村の区域に分区を置いています。酒田市は、日本赤十字社山形県支部酒田市地区として赤十字活動に協力しています。平成18年度に酒田市から市社協が事務局の移管を受けました。
- * 平成30年度の酒田市地区の赤十字活動については、正式には酒田市地区運営協議会に提案することになりますが、前年度事業計画をベースにししながら、日本赤十字社山形県支部重点事業項目も盛り込んだ内容とします。
- * 平成29年から、社員から会員へと制度が改正され、社資から会費となったことで社協会費と混乱した自治会もありました。各自治会やコミュニティ振興会への説明を丁寧に行い、会費納入等の協力に対しても理解が深まるように配慮します。

- ・ 会員（会費）：年額2千円以上を納め、氏名、住所等が明確な方
- ・ 協力会員（会費）：年額7百円以上を納め、氏名、住所等が明確な方
- ・ 寄付者（事業資金）：自治会一括納入など、氏名、住所等が明確でない方等

（２）具体的取り組み（酒田市地区運営協議会での協議となります）

① 災害等対応の知識・技術の普及啓発

- * 赤十字奉仕団や自治会、自主防災協議会等に対して、AEDの操作訓練や県支部事業で整備した野外炊飯器（災害用移動炊飯器）を活用した炊き出し訓練を働きかけます。

② 赤十字活動の意識啓発

- * 市社協のホームページを活用して、日本赤十字社や県支部、酒田市地区の活動を周知し、赤十字活動に対する理解を深めます。
- * 学区・地区社協やコミュニティ振興会等に対して、地域イベント等の際に、赤十字活動紹介のためのディスプレイや広報資材をパック化した「赤十字広報セット」の展示を働きかけます。市社協が関係する防災関連事業の際にも、「赤十字広報セット」を活用しながら赤十字活動を紹介し、その理解を深めます。

③赤十字ボランティア活動の推進

- * 赤十字ボランティア活動の層を厚くするため、県支部から活動助成金が交付されている赤十字奉仕団以外に、今年度も引き続き地区単独での赤十字奉仕団の拡大を進めるために関係機関に呼びかけを行っていきます。
- * 次世代における赤十字活動の普及・発展のため、県支部及び市教育委員会と連携して青少年赤十字加盟校の登録拡大を進めます。

④会費等納入の理解推進

- * 酒田市地区の活動説明と会費等納入依頼のための研修・説明会において、分かりやすい資料づくりと説明に心がけるとともに、ホームページを活用して会費等の使われ方の分かりやすい情報提供を行い、会費等納入への理解・協力を働きかけます。

⑤その他、従前事業の推進

- * 毎年度取り組んでいる下記事業についても引き続き推進していきます。
 - ◆火災等被災者に対する見舞金品の支給
 - ◆弔詞奉呈事業資材の配布
 - ◆救急法、水上安全法などの講習会の実施
 - ◆災害発生時の義援金・救援物資の受入れ、見舞金・救援物資の支給
 - ◆各種団体への活動助成
 - ◆災害用備品等の整備、貸出し
 - ◆山形県支部事業への参加、協力

2. 高齢者、障がい者等の権利擁護

福祉サービス利用援助事業利用促進と法人による成年後見事業の拡充

(1) 基本的な考えと方針

①福祉サービス利用援助事業の推進

- * 福祉サービス利用援助事業(県社協からの受託事業)は、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、地域で安心した生活が営めるように支援するものです。
- * そのような日常生活に支援の必要な市民と関わりの深い事業者やケアマネージャーの働きかけや生活自立相談支援もあり、事業利用者は年々増加しています。市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携しながら福祉サービス利用援助事業の利用促進を図り、高齢者や障がい者等

の権利を擁護し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、引き続き実施体制の充実とさらなる事業の周知に努めていきます。

②法人による成年後見（以下「法人後見」という。）事業の拡充

- * 判断力の低下がさらに進むと福祉サービス利用援助事業では対応ができなくなり、成年後見への移行が必要となってきます。
- * 市社協が法人後見を行うことにより、組織的に継続して支援を行うことができ、成年後見業務審査委員会による監督・指導等により業務の公正性を確保することができます。また、市社協は、高齢者・障がい者等の福祉全般に関わる業務を行っており、生活・医療・介護などに関する契約や手続きなどの身上監護を進めやすい点も強みです。
- * 市社協では、平成24年度から成年後見業務を行っています。業務開始から6年の実績と経験を踏まえ、社協の機能を活かし、関係機関との連携を強めながら法人後見事業の拡充を図っていきます。また、被後見人の増加に備え、市民後見人育成事業取組み等の先進事例を調査します。

（2）具体的取り組み

①福祉サービス利用援助事業

- * 福祉や介護等の公的サービス、有償ヘルパーなどの私的サービスの利用手続き相談に対応し、適切な機関へのつなぎを行います。
- * さらに、税金や公共料金等の支払いなど、日常的な金銭管理や預貯金通帳等の書類の預かりサービスを実施します。
- * どのサービスを利用するかについては一人ひとり異なることから、利用者ごとに支援計画を決めて、それに基づいたサービスの提供を行います。
- * 金銭管理問題や税金・医療費の滞納、借金等の複雑な問題を抱える困難ケースが増加しているため、市や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、抱えている問題の把握と解決に取り組みます。また、引き続きそれら関係機関への制度及び事業内容の周知を図ります。
- * 担当職員・生活支援員の知識及び技術の向上のため、研修を行い、資質向上を図るとともに事業利用者の増加に備え、生活支援員の増員に努めます。

②法人後見事業

- * 福祉サービス利用援助事業から成年後見事業への移行の相談と申立支援について、関係機関との連携の下に取り組みます。
- * 成年後見受任件数は年々増加することが見込まれるため、人員体制の整備と技能向上など受任体制の整備に努めます。
- * 県内で法人後見事業を実施している社協と情報交換を行い、ノウハウの

蓄積を図ります。

- * 市長申立事案の適正な業務遂行のため、担当職員と市関係職員・関係機関とのケース検討会、情報交換を随時開催します。
- * 外部委員による成年後見業務審査委員会を開催し、業務の適正を期します。
- * 被後見人の増加に備えて、将来の市民後見人の育成も課題となります。成年後見センターを運営しているところなど、先進事例の調査を行います。

3. 低所得者への支援

生活困窮者自立支援事業の拡充

(1) 基本的な考えと方針

①生活困窮者自立支援事業の推進

- * 市社協では、平成27年4月に酒田市と山形県(庄内町・遊佐町を管轄)より委託を受け、「生活自立支援センターさかた」を開設して以来、自立相談や就労支援を実施しています。
- * 平成30年度より酒田市にお住まいの方も「就労準備支援事業(※注)」が利用できるようになります。これまで支援が十分にできなかった層への就労支援を市や関係機関と連携し行っていきます。
(※注) 就労に向けた準備としての基礎能力(生活リズム、集団行動、社会的マナー等)の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。
- * 「断らない相談支援」を基本とし、「相談者の立場に立ち、寄り添った支援」、また、関係機関との連携の積み重ねによる「環境づくり」という酒田市の特徴をさらに強固にしていきます。
- * そのために、担当職員の資質向上、制度の周知活動、関係機関・団体との連携、地域の支え合い活動、生活福祉資金やたすけあい資金の貸付けによる支援、フードバンク等あらゆるツールを活用し、地域づくりの視点を持って多様なケースに対応できる体制を目指します。

②生活福祉資金貸付事業の推進

- * 生活福祉資金貸付制度は生活再建に向けた重要な解決手段として、これまでもその役割を果たしてきました。
- * 生活困窮者自立支援法の施行により、「総合支援資金」「緊急小口資金」を借りる際には、原則、「生活困窮者自立支援事業」の支援を受けることが条件となりました。
- * 「失業」を原因とする貸付相談及び申請者数は、雇用情勢の回復もあり

減少している一方、非正規雇用等による「低賃金・低所得」を原因とする恒常的な困窮に関する相談は多く、特に子どもの進学・修学を用途とする「教育支援資金」や一時的な生計の維持を用途とする「緊急小口資金」はなお高い水準にあります。

- * そのために、当該事業の委託者である県社協と十分に協議していきます。また、生活困窮者自立支援事業との調整も含め、より自立助長につながるよう丁寧な相談を行なうとともに、行政機関及び他機関との連携の強化に努めていきます。

③ たすけあい資金貸付事業の推進

- * 「たすけあい資金相談所運営要綱」に基づき、被保護世帯だけでなく生活困窮世帯に対しても、たすけあい資金の範囲内において臨時的に応急生活資金の貸付けを行っています。
- * 「たすけあい資金要綱」「たすけあい資金貸付の手引き」に基づき、適正かつ公正な手続きを行います。

(2) 具体的取り組み

① 生活困窮者自立支援事業

- * 地域の中で孤立している失業者や高齢者、障がい者、若者、ひとり親世帯が抱える複合的な課題や貧困に対して、包括的・個別的な支援により問題の解決に導くための仕組みをつくっていきます。
- * 相談の中で、家計収支の可視化（家計簿をつける等）や就労に向けた準備が必要な相談者が多いことから、実情に応じた家計相談などに取り組みます。
- * 生活困窮者自立支援制度が施行され、市社協が当該事業を受託して以来、制度内容や「生活自立支援センターさかた」の周知等、関係機関から知ってもらうための体制づくりに努めてきました。このことにより、様々な機関から「生活自立支援センターさかた」を紹介いただき、相談の「入口」が確立できました。
- * 引き続き、市広報・社協会報・社協ホームページ・研修会での制度説明等、周知活動も継続しつつ、各専門分野や市内企業とも連携し、相談者にとっての解決の糸口となり得る「出口」の拡大に努めていきます。
- * 相談支援の中で就労準備支援事業の利用が可能な方は、事業実施機関へ繋ぐとともに、就労準備支援事業実施期間中も当センターで相談支援を継続して行い、両面から相談者が自立できるよう支えています。
- * 相談者に対しては、一人ひとりの悩みに寄り添い、傾聴と受容を旨とした対応に心がけ、課題解決に向けて信頼関係を築くとともに、他制度や他施策等の情報提供や支援機関へ適切につなぐことを心がけます。そ

のために関係機関とネットワークを構築し、情報共有に努めます。

- * 窮迫している場合に備えて、「コープフードバンク」「カーブス」「フードバンク山形」と連携し、速やかに食料品を提供できるよう体制を整備しています。「今食べるものがない。お金もない。」といった生活困窮者の声に、迅速に引き続き対応していきます。
- * 「ひきこもり相談」を継続するとともに、昨年度に引き続き、今年度も共同募金応援クリスマスコンサート開催時にスタッフとして参加してもらうなど、社会参加への一歩を踏み出す取り組みを、関係機関と連携し実施します。

②生活福祉資金貸付事業

- * 貸付相談者に対しては、丁寧な相談対応を心がけ、県社協や行政機関、民生児童委員などの関係機関と連携を図るとともに、「生活自立支援センターさかた」によるワンストップ型の支援を行うことで、借受人世帯の自立促進を図ります。
- * 文書送付や電話・面談等により、借受人世帯の状況に応じた償還の促進と相談支援を行い、適切な債権管理に努めると同時に、生活状況の把握を行い、借受人世帯の自立助長を促すとともに、生活困窮者自立相談支援事業による支援を実施していきます。
- * 県社協等の研修会に参加し、相談員の面接技術の向上、福祉・社会保障関係の知識習得に努め、多くの課題を抱える世帯等への適切な支援につなげます。
- * 県社協と情報共有し、暴力団構成員の不正受給防止に努め、不審な点があると認められた場合は警察と連携して対処します。
- * 生活困窮者自立支援事業と関連する重要な施策であり、貸付けだけでは解決できない課題対応として、関係機関との情報共有、ネットワークづくりを一層強化し、適切な制度の情報提供や支援機関へのつなぎ等、緊密な連携体制の構築を図ります。

③たすけあい資金貸付事業

- * 被保護世帯又は生活困窮世帯で、臨時的応急的な資金の貸付により福祉増進、自立が見込まれる世帯に対し資金の貸付けを行います。
- * 貸付けに際しては、被保護者担当ケースワーカー、生活自立相談支援員との事前の協議を徹底します。
- * 「たすけあい資金貸付の手引き」に基づき、未償還者に対しては市福祉課の担当ケースワーカーと連携するなどしながら、適切な償還指導と督促事務を行います。

4. ボランティア等市民活動の振興と支援

ボランティア等市民による公益活動の推進

(1) 基本的考えと方針

①地域福祉活動におけるボランティア等市民による公益活動の意義

- * 住民とともに、市社協が「福祉でまちづくり」を進めるうえで、それぞれの目的を持ち、志で結ばれたボランティアやNPO（「志縁」組織）などは、いろいろな分野で大きな役割を果たすことができます。
- * 学区・地区社協やコミュニティ振興会、自治会など地縁組織の活動は、極めてボランティアな活動ですが、これにボランティアなどの「志縁」組織が加わることで、地域における支え合い活動など、厚みのある地域福祉活動となることが期待されます。
- * ボランティアや市民活動は、「福祉でまちづくり」を進める担い手として期待されているだけでなく、活動をする方の社会参加や生きがいづくりにもつながるものです。

②酒田市ボランティアセンターと酒田市公益活動支援センターの統合

- * 市社協は、東日本大震災被災地への支援活動を通して、「ボランティア活動は、平時の活動なくして非常時の活動がないこと」を学び、長年懸案となっていた酒田市ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」という。）を平成24年度に開設しました。
- * 平成25年度からは、酒田市公益活動支援センター（以下「公益センター」という。）の運営を市から受託し、ボランティアセンターと一体的に運営してきました。
- * しかし、組織上、2つのセンターが存在していることに変わりはなく、平成26年3月には、ボランティアセンター運営委員会から、相談窓口のわかりにくさの解消や両センターの統合によるボランティア活動振興の提起を受けました。
- * 以来、同運営委員会での先進事例視察（仙台市）や検討を経て、市と市社協で協議を重ねた結果、これまで以上に市と市社協の一体性を高め、ボランティア・公益活動のいっそうの振興を図るため、平成30年度から、両センターを統合することにしました。

【統合案の概要】

◆統合後の名称

酒田市ボランティア・公益活動センター

◆設置・運営形態

市が「交流ひろば」に設置し、市社協が受託

市社協は、ボランティアセンターを発展的に廃止する方式で統合

◆統合の手続き

(市) 関係条例・規則を一部改正、「公益活動推進委員会」を「ボランティア・公益活動推進委員会」に改組し、ボランティアセンター運営委員会と一本化、委託料増額（H30/4/1付）

(市社協) ボランティアセンター運営要綱、ボランティアセンター運営委員会設置要綱を廃止（H30/3/31付）

*市社協としては、せっかく立ち上げたボランティアセンターを廃止しますが、これは後退ではなく、ボランティアセンターを立ち上げ、一定の実績を積んできたからこそ、今回につながっていると捉えています。

*そのことを踏まえ、ボランティアセンターが掲げてきたように、中間支援の役割にとどまらず、ボランティアをはじめとする公益活動を創出する役割も担っていきたいと考えています。

*また、平成30年度を初年度とする市の新しい総合計画においても「協働・共創によるまちづくり」が大きなテーマになっています。このたびの統合を機に、総合計画の実践につながるボランティア・公益活動の振興を目指して行きます。

(2) 具体的取り組み

①酒田市ボランティア・公益活動センターの運営

*交流ひろばに事務局を置き、以下の受託業務を行います。

酒田市ボランティア・公益活動センター受託業務

◆ボランティア・公益活動及び地域コミュニティ活動のコーディネート（相談、訪問）

◆市民及び公益活動団体の公益活動ネットワークの構築（個人・団体登録・減免・ロッカーの受付・整理）

◆公益活動支援補助金に関すること（申請書・報告書の受付、1・2次審査会開催）

◆飛島ボランティア活動支援補助金に関すること（申請書・報告書の受付）

- ◆ ボランティア・公益活動に関する研修会の開催（地域のリーダー育成に係る研修会及び小中高生のボランティア教育等）
- ◆ ボランティア・公益活動に必要な情報の収集及び発信（HPの開設、団体等紹介誌の発行、センターだよりの発行、各種助成金の情報収集及び活動情報のメール発信）
- ◆ ボランティア・公益活動推進委員会の運営に関すること（日程調整・資料作成・当日運営）
- ◆ その他、ボランティア・公益活動の推進に関する事項
- ◆ センター職員は、「地域共創コーディネーション研修」を受講するほか、その他の研修会にも積極的な受講に努めること。
- ◆ その他受託者及び市の双方が必要と認める業務

- * 上記（前記）の受託業務にあるように、職員は、「地域共創コーディネーター」の養成をはじめとする各種研修会に参加し、ボランティア・公益活動の振興に活用できる技能の向上を図ります。
- * また、「地域共創コーディネーター」養成研修と一体的に企画されている「ボランティアコーディネーション力3級検定」研修を開催し、ボランティア・公益活動振興を担う人材を育成します。
- * 独自の活動として、昨年引き続き、「日和山公園桜まつり」開催中に、車いすの貸し出しを行います。初の取り組みとなった昨年は、準備が遅れ、1件の利用にとどまりましたが、「よく配慮された」サービスを受けたと感謝の言葉をいただきました。今年度は準備・周知・関係機関への手続き等を早めに行い、市社協ならではの「思いやりでおもてなし」として、また、障害者差別解消法の実践として、取り組んでいきます。
- * 情報発信については、「ボランティア・公益活動センターだよりのホームページ、登録者へのメール一斉送信、SNS等様々な方法を利用し、ボランティア・公益活動センターを知ってもらうためのPR、興味を持ってもらうための工夫に努めます。
- * 研修や情報発信においては、庄内北部定住自立圏形成協定も踏まえ、広域的に利用が図られるようにします。

②福祉関係事業の受託

- * 引き続き、手話奉仕員育成事業（手話教室）及び福祉の担い手育成事業（高齢者疑似体験事業）を受託し、ボランティア活動の人材育成や福祉教育の推進に取り組みます。
- * また、介護予防等を目的とした「元気シニアボランティア事業」を引き続き受託し、登録管理等の業務を行います。
- * 新たに、障がい者の社会参加促進を目的とした、「障がい者アート作品展」が市民芸術祭の一環として開催されます。開催時のボランティアの呼びかけや事務的業務を受託します。

③ボランティア活動保険加入の推進

- * ボランティア活動や新・草の根事業をはじめとする市社協の事業活動等に従事する際のリスク対応のため、ボランティア活動保険加入手続きを推進します。

地域での福祉教（共）育の実施

（１）基本的考えと方針

- * 地域での福祉活動の推進には、地域福祉の担い手やリーダー育成が欠かせませんが、これは一朝一夕になるものではありません。幼少期より当たり前に地域、福祉に親しむことで、地域福祉の心を育成していく必要があります。
- * 市社協では、こうした視点から、これまで福祉の担い手育成事業（高齢者擬似体験事業）やボランティア体験などを通して、子どもたちが福祉やボランティア活動に関わる機会をつくってきています。

（２）具体的取り組み

①地域、保護者、学校等との協働による地域での福祉教（共）育の実施

- * 引き続き、地域や保護者、学校等と連携し福祉の担い手育成事業（高齢者擬似体験事業）やボランティア体験の機会を設けていきます。
- * 学区・地区社協と連携し、現在、地域で取り組まれている事例等の発表・交流の場をつくります。

②地域での福祉教（共）育活動への支援

- * 赤い羽根共同募金助成も活用しながら支援します。

③福祉ボランティア体験講座の充実

- * 市社協がこれまで取り組んできた体験講座のさらなる拡充を目指し、体験者が取り組みやすい実施方法を検討します。

社会福祉法人等との協働による公益的取り組みの推進

（１）基本的な考えと方針

- * 社会福祉法人の地域における公益的な取り組みは、平成28年の改正社会福祉法に社会福祉法人の責務として規定され、他の主体では困難な福祉ニーズへ対応することが求められています。

- *昨年度が実施年度となり、各社会福祉法人での取り組みが徐々に形作られてきています。

(2) 具体的取り組み

- *市社協は平成28年度より市内の社会福祉法人等に呼びかけを行い、地域における公益的取り組みについて勉強会（研修会）を開催してきた経過から、今後も引き続き情報交換や広報活動を主な目的とした、酒田市社会福祉法人連絡協議会（仮称）事務局として各法人に呼びかけを行います。
- *連絡協議会（仮称）の取り組みの中で、各法人の意見を聞きながらネットワーク化を図り、法人間の連携や協働による公益的な取り組みを進めます。

5. 災害対策の実施

災害対策と被災地支援

(1) 基本的考えと方針

①災害ボランティアセンターの充実

- *災害時の復旧、復興支援には災害ボランティアセンターが重要な役割を果たします。本市で大規模災害が発生した場合、災害復旧のため、市社協会長は市長より災害ボランティアセンターの設置要請を受け、その運営をすることになっています。また、被害が比較的の小規模で、市長の要請がない場合であっても、市社協会長の判断により災害ボランティアセンターを設置し、市民へ支援活動参加を呼びかけすることとしています。
- *災害ボランティアセンターの設置・運営については、「酒田市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、市社協が中心となり対応することとなりますが、市、市民、ボランティア、酒田青年会議所、地域の自主防災組織等の参画を得ながら、平時より周知と訓練を重ねるなどし、災害時に即応できる体制整備を進めます。

②本市への避難者支援及び被災地支援の継続

- *東日本大震災から7年が経過し、避難指示区域の解除により本市への避難者は減りつつありますが、避難生活は長期化を余儀なくされています。ライフラインなどのインフラの復旧状況や放射線への不安、就労や進学などの都合などにより、帰還か定住かの選択を迫られたり、家族と離れて暮らしていることなどから生じる様々な課題を抱えている方もいます。

- * 市社協では、引き続き訪問活動や相談、情報紙の発行などとおして、情報提供や収集、避難者サロンの開催等による避難者同士の交流を図り、避難者の課題把握に努め、関係機関等との連携を密にしながら、本市で安心して生活できるよう支援を行います。
- * 被災地支援については、東日本大震災の被災地はもちろん、それ以外の被災地での復興支援活動を希望する市内の個人や団体に対しての支援を継続します。

(2) 具体的取り組み

① 災害ボランティアセンター活動の展開

ア 災害ボランティアセンターの周知

- * 市民を対象とした研修会を繰り返し実施し、災害ボランティアセンターの目的や役割、災害時の想定外への対応、関係団体との協力体制の必要性についての理解促進や防災意識の啓発を行います。
- * また、酒田青年会議所や自主防災協議会等が主催する研修会への支援と積極的な参加を行い、連携強化と周知を図ります。

イ 災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- * 災害ボランティアセンター設置・運営訓練は、地域福祉センターで定期的実施するほか、市の防災訓練への参加を行います。
- * その際には、地域住民、自治会連合会、コミュニティ振興会、民生児童委員、ボランティア連絡協議会、酒田青年会議所及び災害ボランティアセンター登録者など多くの方から協力を得ながら、より実践的な訓練を行います。
- * さらに、地域福祉センターは津波避難ビルに指定されているため、緊急避難場所としての受入れ訓練及び避難所運営訓練も行います。

ウ 人材育成のための研修会の開催

- * 災害時のボランティアとして、また、災害ボランティアセンターの運営協力者としての人材育成のため、県社協、日赤山形県支部等関係機関の協力を得て研修会を開催します。
- * その研修会をおして、災害ボランティアセンター協力者の登録をさらに推進します。

エ 災害時の協力体制づくり

- * 市の災害対応マニュアルでは、本市で大規模災害が発生した場合、市長は社協会長に災害ボランティアセンターを設置要請することが規定されていますが、設置する際の費用や資機材等について詳細に取り決めがされていないため、災害時における協定締結に向け協議を行います。

- * 災害ボランティアセンター協力者や、災害時の協力協定を締結している酒田青年会議所の参加協力を得た研修会や訓練を実施することで、協力体制を強化します。

オ マニュアルの見直しと整備

- * 平成22年3月に策定したマニュアルは、平成23年3月11日の東日本大震災の被害状況や全国各地で発生している災害等を検証しながら見直しを行ってきました。
- * 今後も、酒田市地域防災計画等関連施策と連携した見直しと、研修や訓練を踏まえ、支援要請ニーズ票や災害ボランティア受付表などの様式の改善と拡充や職員体制が整わない場合も想定し、より実践的なマニュアルとなるよう見直しを行います。

②避難者及び被災地支援

ア 東日本大震災追悼の集いの開催

- * 市と共催して、東日本大震災追悼の集いを開催します。

イ 避難者生活支援相談員による支援の継続

- * 引き続き避難者生活支援相談員を配置し、訪問活動やサロン交流会等を通して課題把握のための聞き取りと情報紙による情報提供を継続します。
- * 県主催の調整会議などを通じて、県内の避難者生活支援相談員との連携を強化します。
- * また、市関係課との連絡会議をとおり、連携強化を図り、避難者に対し適切な相談支援を行います。

生活支援相談員の業務内容

- ◆ 巡回訪問による声掛け、見守り
(安否確認、孤立防止、傾聴、相談支援)
- ◆ 「こんにち㊦だより」の発行 (月1回)
- ◆ 福島県職員、ふくしま生活就職応援センター職員参加による「こんにち㊦サロン」の開催 (月1回)
- ◆ 手芸の会開催 (月2回)
- ◆ 他地区相談員、関係機関との連携

ウ 被災地活動を希望する個人、団体への協力

- * 東日本大震災の被災地のみならず、それ以外の被災地での支援活動を希望する個人、団体への支援を継続します。
- * 灯籠制作の協力や中町での「キャンドルナイト」、被災地の福祉作業所の製品販売など、追悼や復興応援事業への協力も継続します。

6. 相談事業の推進

窓口相談、心配ごと相談、地域あんしん相談

(1) 基本的な考えと方針

- * 市民生活における困りごとや悩みに対して、各種専門機関等による相談窓口が設置され専門の相談員が配置されていますが、悩みを抱えながらも声に出せずにいる市民がいることも想像に難くありません。
- * 地域福祉を推進する市社協としては、自ら相談窓口を開設しながら、市民が抱える生活課題を発見し、行政や関係機関・団体と連携して相談・支援につなげる必要があります。
- * 今年度も、相談者のプライバシー及び個人情報の保護について十分に配慮し、地域住民が気軽に何でも相談できる体制を継続するとともに、地域あんしん相談（コミセン等での相談）については新・草の根事業の包括的見直しの中で今後のあり方を検討します。

(2) 具体的取り組み

①窓口相談（地域福祉センター・各支部での随時相談）

- * 地域福祉センター・各支部において、日常のあらゆる困りごとや相談に、職員が随時対応します。
- * 現在の社会情勢の変化から、その相談内容が複雑かつ多岐にわたるため、職員の相談対応のスキルアップに努めるとともに、関係機関や専門機関及び社協内のその他各種相談事業（生活自立支援センターさかた等）と連携します。

②心配ごと相談（地域福祉センターでの定期相談）

- * 面接相談や電話相談により、生活上の不安や悩み、困りごとを気軽に相談できる窓口を下記のように開設しています。
- * 相談員を引き続き酒田人権擁護委員の方々にお願いし、問題解決のための助言や関係機関（社協内の各種相談事業を含む）の紹介等を行い、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう適切に支援します。

◆相談日時 毎月第1、第3、第5火曜日 9：00～12：00

◆相談室 地域福祉センター2階 中会議室

③地域あんしん相談（コミセン等での相談）

- * 地域あんしん相談については、新・草の根事業のメニューとして各学区・地区社協の実情に即し対応します。
- * 八幡支部、松山支部及び平田支部管内では、新・草の根事業における地域あんしん事業の実施は、各地区社協の連携のもと、相談員を酒田人権擁護委員及び行政相談員の方々にお願いし、会場を管内一か所に固定して定期相談を開催します。
- * 酒田支部管内では、それぞれの学区・地区社協の方針に基づいて対応しています。

7. 介護及び障がい福祉サービス事業の推進

（1）基本的な考えと方針

①介護保険サービス事業の推進

- * 平成29年4月から実施された介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）において、市社協は訪問介護及び通所介護における総合事業A型を実施しています。A型対象とされた方々に対し、生きがいを持って生活するための支援を行い、居場所を提供します。
- * 今後も、介護保険制度の見直しに的確に対応し、利用者本位の姿勢でサービス提供の低下を招かないようにすることはもとより、これまでの困難事例への対応を強化しながら、介護事業の経営基盤もしっかり確立していく必要があります。
- * 市社協の在宅サービス利用者より介護ニーズを把握し、介護保険法や障害者総合支援法によるサービスでは対応できない課題の解決を図るため、高齢者や障がい者に対する簡易なサービスについて、社会的資源リストを作成し、民生児童委員の皆さんに活用していただいています。

②障がい福祉サービス事業の充実

- * 市社協の障がい児・者支援については、平成25年度より各種サービス利用に向けた「特定相談支援事業」「障がい児相談支援事業」を実施しています。障がい者の生活上に関係するさまざまな相談が多くなっていることから、関係機関と協議しながら、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指していきます。今後も包括的な相談体制について検討を行っていきます。

③認知症対応事業の充実

- * 市社協における認知症患者への支援については、デイサービスセンタ

一いずみで認知症対応型通所介護事業を実施するほか、地域包括支援センターにいだにおいて、認知症の啓発事業として認知症サポーター養成講座を開催し、正しい知識と理解の普及に努めます。また、家族会を開催し、家族の相談支援や交流会を開催します。

- * 徘徊高齢者支援として、徘徊による事故を未然に防ぐために、市の事業である「安心おかえり登録・さかた声かけ隊」の普及にも努めており、市民とともに認知症になっても安心して過ごすことができる地域づくりを目指します。

④災害発生時の事業継続計画（BCP）の作成

- * 災害発生等の非常時においては、訪問介護事業や通所介護事業における利用者の方々の安全確保や避難行動への対応が必要です。市社協では事業継続計画（BCP）を作成し、非常時に備えます。

事業継続計画（BCP=Business Continuity Planning）

- ・災害発生時などにおいて、損害を最小限にし、事業の継続や復旧を図るための計画
- ・その基本となるのは、①災害発生時の応急業務、②非常時優先業務（通常業務のうち中断できない業務、中断しても早期の復旧を必要とする業務）

⑤職員の資質向上

- * 職員の資質向上を図るため、職場内研修計画に基づいた研修を実施するとともに、外部研修へ計画的に派遣します。

（2）各事業の取り組み内容

居宅介護支援事業

- * 利用者・家族と十分意思疎通を図り、自立支援のためのケアマネジメントを適正に行い、利用者の日常生活動作、生活環境に合わせた居宅サービス計画書の作成、見直し、評価を継続して行います。
- * 適切なケアマネジメントを行うため、サービス担当者会議を開催してサービスの質、機能などに応じたプロセス、成果を評価していきます。
- * 医療と介護の連携強化の観点から、ケアマネジメントにおける主治医や在宅サービス提供事業所との連携を図ります。
- * 地域包括支援センターと連携し、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による、要支援状態からの自立の促進や重症化予防の推進を図ります。

- * 介護給付にとどまらず、保健・医療・福祉サービス等も活用し、多職種による高齢者の自立をケアマネジメント支援します。
- * 飛島担当事業所として、島民が様々なサービスを利用し、安心して生活できるよう支援を行います。
- * 質の高いケアマネジメントを実施できる事業所として評価を得られるよう、主任介護支援専門員の配置はもとより、人材育成に対応できる組織体制を継続的に整備していきます。
- * 職員一人ひとりが自己評価表を作成し、知識及び技術の向上を図るとともに、さらに、専門職としての能力の保持・向上に努めていきます。

特定相談支援事業、障がい児相談支援事業

【特定相談支援事業】

- * 障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行い支援していきます。
- * 「基本相談支援」として、障がい児・者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。
- * 「計画相談支援」におけるサービス等利用計画は、ケアマネジメント手法を活用し、障がい児・者のニーズや置かれている状況を勘案して、福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の総合的な視点から、地域での自立した生活を支援していくために作成していきます。
- * 障がい福祉サービス等を申請した障がい児・者について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス利用計画の見直し（モニタリング）により支援を行います。
- * 相談支援部会や各種外部研修へ計画的に参加し、知識・技術の向上に努め、相談支援の資質向上を図ります。

【障がい児相談支援事業】

- * 障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図っていきます。
- * 児童発達支援、放課後デイサービス、保育所訪問支援等の通所支援を利用するにあたり、サービス提供を行うための障がい児支援利用計画を作成し、指定された期間ごとのモニタリングにより支援を行います。

訪問介護事業

- * 総合事業訪問A型の受け入れ事業所として、幅広い受け入れを今後も継続していきます。

- *訪問介護事業として、入浴・排泄・食事等の身体介護や掃除・洗濯・調理等の生活援助を行っていますが、利用者個人の目標を大切にしながら、ケアプランに沿って訪問介護計画書を作成し、質の高い介護サービスを提供します。
- *利用者・家族と信頼関係を築き、資質向上を図るための研修を実施します。
- *ケース検討の充実を図り、利用者個人の目標に対するサービス提供の内容や質、関係機関との連携のあり方等について検証します。
- *担当班による協議により、訪問介護における利用者個人の問題点等の把握と対処の方法、訪問計画等を共有し、サービスの向上に努めます。
- *ヘルパーの人員不足が深刻になっており、人員の確保に努めます。

障がい児・者訪問介護事業

- *障がい児・者に対する訪問介護等については、重度の肢体不自由、または、重度の知的障がい者に対する「重度訪問介護」や視覚障がい者の外出時の移動・情報提供の援助を行う「同行援護」も行っており、上記の訪問介護事業と同様に質の高い介護サービスを提供します。
- *対人援助は、専門性の高い援助技術を要することから、内部、外部の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めていきます。

通所介護事業（デイサービスセンターいずみ、デイサービスセンター松山）

【通所介護事業】

- *利用者一人ひとりの介護計画に基づき、人格を尊重しながら生活の助長・社会的孤立感の解消、心身の健康、機能の維持・向上に努め、常に利用者の立場に立ったサービスを提供していきます。
- *利用者や家族、関係機関等から信頼され、親しまれる施設づくりに努め、利用者の生活の安定と家族の介護負担の軽減を図ります。
- *利用者一人ひとりの目標に合わせ、その人らしい生活を送るため、自身の能力が発揮できるよう支援を行います。
- *地域の保育園や小中学生等の訪問、学生の実習・福祉体験、福祉団体やボランティア等の訪問、行事協力を積極的に受け入れ、より地域との交流を深め、地域に密着したサービス提供を行います。
- *地元の食材を使って、季節感があり美味しくバランスのとれた食事の提供を行います。
- *サービスの質の確保・向上に向けて、職員間の意思疎通や関係機関との

連携を密にするとともに、専門性と感性を高めるための研修を計画的に行います。

- * 総合事業通所 A 型を実施し、高齢者が自立した生活を営むことができるようにするために必要なサービス（運動・趣味活動・外出支援）を提供します。

【認知症対応型通所介護事業（デイサービスセンターいずみ）】

- * これからの認知症ケアのあるべき姿は、身体介護中心の時代（食事・排泄・入浴中心の集団対応型ケア）から、『その人を中心に据えたケアの時代』と言われています。専門知識を持った職員が少人数でゆったりとした空間の中、本人の声に耳を傾け、能力を見極め、その人らしさ（個性を尊重）を大切にできるケアを提供していきます。
- * 地域・関係機関との連絡を密にとり、情報を共有し、認知症高齢者だけでなく、家族支援を踏まえ、可能な限り在宅での生活が維持できるよう支援を行います
- * 1 年に 2 回以上（予定）運営推進会議に対して活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けます。
- * さまざまな介護サービスを利用できるようになりましたが、自宅で介護に奮闘しているご家族がいるのも現実です。認知症のご家族を毎日介護されている介護者の方が共に語り合い、学び、情報交換により心を軽くして次の介護力につながるよう、窓口を広くし地域住民に見える形でアピールしていき、地域になくてはならない事業所として認識していただけるよう努めます。

事業継続計画(BCP)の作成

- * デイサービスセンターいずみは、近くに新井田川が流れ、水害の影響を受けやすい地域に立地し、周辺には泉小学校や第六中学校など災害時の避難所となる施設があります。災害発生時には、周辺住民の協力を得て利用者の方々の安全確保に努めます。さらに、デイサービスセンターいずみが近隣の高齢者や避難の困難な方々の一時的な避難場所となることも想定されます。そのため、災害時における事業継続計画を作成します。
- * また、デイサービスセンターいずみの事業継続計画を基に、デイサービスセンター松山、訪問介護事業における災害時の対応を順次進めていきます。

地域包括支援センター（にいだ）

【総合相談、権利擁護業務について】

* 担当区域（浜田学区、若浜学区、飛島）における介護・福祉等に関わる総合相談、一般高齢者から要支援認定者にわたる介護予防ケアマネジメント、高齢者虐待の防止と権利擁護、包括的、継続的に行なわれるケース対応、ケアマネジャーへの支援などの基本的事項に取り組みます。

【介護予防ケアマネジメント業務について】

* 実態把握等で得た情報に基づき、要支援、要介護状態になる前から、一貫性、連続性のある支援を行います。また、いきいき百歳体操をはじめ、通いの場の立ち上げ支援を通して、高齢者の主体的な参加のみならず、地域の方がお互いに支え合う活動を目指します。

【包括的・継続的ケアマネジメント業務について】

* 包括的・継続的なサービスが提供されるよう、各専門分野、事業所と連携し、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制を構築します。また、新たな地域課題から社会資源の開発・検討を行います。

【医療・介護連携について】

* 医療情報ネットワークである「ちょうかいネット」の活用や「在宅医療・介護連携支援室」、平成30年4月に県知事認定を見込む「日本海ヘルスケアネット」をはじめ、各医療機関・医療相談機関とネットワークの強化を行うことにより、医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるように支援いたします。

【認知症の課題に対する取り組みについて】

* 認知症の方や家族が地域で安心して暮らしていけるよう、認知症サポーター養成講座、認知症カフェを開催し、認知症に対する住民の理解を深めていきます。また、認知症初期集中支援チームへの協力や徘徊高齢者への支援として安心おかえり登録・酒田声かけ隊の周知に努め、事業の活用により認知症になっても安心して過ごせる地域を目指します。

【介護予防・日常生活支援総合事業について】

* 新しい総合事業については、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが出来るように、生活支援コーディネーターとして「総合事業B型」の活用を地域や関係団体とのワークショップ開催を支援、繰り返し検討し、居場所づくりや生活支援など多様な資源の開発や活用が出来るように推進してまいります。また、協議体へ参画し取り組んでまいります。

【自立支援型ケア会議について】

* 酒田市が実施する自立支援型ケア会議へ専門職として参加します。会議

で学んだ「自立に向けたケアマネジメント」を活用し、サービス利用者や家族、地域住民、サービス提供事業所、相談事業所が、自立に向けた社会資源の活用や介護サービス利用の考え方を共有し実践してまいります。その過程で顕在化した制度や既存の社会資源では支えきれない課題に対し、地域住民と新たな支え合いの仕組みを検討してまいります。一般化している課題については行政と情報共有を図ります。

【地域包括ケアの推進について】

*第7期介護保険事業計画及び医療と介護の一体的な改革を理解し、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に向けた取り組みを、継続的かつ着実に実施し、地域課題の抽出・解決を目指します。

地域包括ケア推進の具体的なイメージは以下のとおりです。

- ◆地域ケア会議（ワークショップ等）を開催、支援する
- ◆関係者、団体とのネットワーク作りを行う
- ◆地域の社会資源を把握し、情報共有に努める
- ◆地域課題を抽出し、地域住民と一緒に検討する
- ◆課題に対し地域住民が主体的に「お互いを支える仕組み」を実施できるように、行政とともに支援を行う

8. 広報活動、顕彰、慰霊事業の実施

広報活動

(1) 基本的な考えと方針

- *住民とともに、市社協が「福祉でまちづくり」を進めるうえで、市社協と地域住民、ボランティアやNPO等との地域福祉情報・課題等の共有化は非常に重要です。
- *また、社会福祉法人には、自らの組織や事業、会計などに関する説明責任を果たし、地域住民からの理解を得る努力が求められています。
- *このような認識のもと、会報「ふれあい」については、地域福祉情報等を提供するとともに市社協運営状況等を掲載し、市民への説明責任を果たします。
- *より広く、また、必要な方に情報が届くよう、引き続き、リーフレットやホームページなど様々な方法の活用と内容の工夫に努めます。

(2) 具体的取り組み

①会報「ふれあい」

- * 多角的な視点での意見をいただくため、外部委員による会報編集委員会を設置し、見やすくわかりやすい会報づくりに努めます。(年3回発行)
- * 市社協が行う事業の掲載のみならず、学区・地区社協が取り組んでいる事業・活動も紹介していきます。

②ボランティア・公益活動センターだより

- * 年10回程度の発行とし、ボランティアの募集、イベントの案内、ボランティアやNPOの活動紹介等の情報を掲載します。
- * これまで興味を持っていなかった方にも手にとっていただけるよう内容やレイアウトの工夫に努めるとともに、配置場所についても検討します。

③ホームページ等

- * 広報紙以外に、リーフレット、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス。フェイスブックやツイッター等、インターネット上の登録された利用者同士が交流できる会員制サービス。）、市報や地元報道機関への周知依頼等、様々な方法を活用します。
- * ボランティア・公益活動センターのホームページでは、ボランティア・市民活動の情報をタイムリーに発信するよう努めます。また、その情報をもとにした、ボランティア登録者へのメールでの情報送信も行います。
- * メールでの問い合わせ、相談に対しても、迅速かつ適切に対応します。

顕彰事業

【基本的な考えと具体的取り組み】

- * 市社協顕彰規程に基づき、市主催の前田福祉賞表彰式と合わせて市社協表彰式を開催し、地域福祉活動に尽力された方々の功績を讃えます。その際、推薦団体に対する情報の提供にも努め、推薦漏れが無いように配慮します。
- * また、地域福祉の増進に積極的に協力・援助した方々や市社協に対して多額の寄附をされた方々等に感謝状を贈呈し、感謝の意を表します。
- * 県や市、県社協、公益財団法人等が実施する各種表彰等についても、該当団体等の情報収集に努め、市社協として積極的に推薦します。

酒田市戦没者追悼式（平和祈念のつどい）の開催

【基本的な考えと具体的取り組み】

- * 先の大戦において亡くなられた方々を慰霊し、平和を願い、また、戦争

を風化させることなく、戦争の悲惨さ、平和の尊さを後世に伝えることを目的として、各遺族会の協力をいただき、酒田市戦没者追悼式を開催します。

9. 適正な法人運営と施設管理等の推進

(1) 基本的な考えと方針

①法人組織・事務局職員体制の充実

- * 市社協は、社会福祉法に規定されている公的な性格を持つ民間福祉団体（社会福祉法人）で、執行機関としての理事会、監査機関としての監事、議決機関としての評議員会、業務を行う実務部門としての事務局で構成されています。
- * 社会福祉法人制度改革に伴う社会福祉法の改正（平成28年3月31日公布）により、理事会については業務執行に関する意思決定機関として、評議員会については法人運営の基本ルール・体制の決定と監督を行う必置の議決機関としてそれぞれ明確に位置づけられました。監事の権限や義務、責務も社会福祉法に新たに規定されました。
- * また、限られた人数の職員で年々拡大・深化する業務に対処するため、事務の効率化や部門間連携・事業間連携・職員間連携を強化するとともに、研修を充実して職員のスキルアップ等を図ります。あわせて、職員の合理的な業務分担・職員体制等の在り方についても検討していきます。
- * 地域では、「課題解決する力量のある、あるいは解決に導く力量のある、そして、ともに解決策を考え、生み出す力量のある社協」を求めており、そのような期待に応えるべく、職員のチームワーク力を基盤に、「地域とともに考え、行動する市社協」を目指していきます。
- * 事業所安全衛生委員会を核として、職員の健康管理や労務災害防止を徹底します。

②施設等の適切な管理・運営

- * 地域福祉センターの管理・運営においては、計画的な修繕等を行いながら、福祉関係団体等の利用に供します。また、維持管理経費の節減に努めるとともに、津波避難ビルとしての受け入れ態勢の充実を図ります。
- * 八幡やまゆり荘の管理・運営においても、計画的な修繕等を行いながら、福祉関係団体等の利用に供するとともに、引き続き維持管理経費の節減に努めます。
- * 市福祉バス・市日赤福祉バス・やまゆり号については、「バス利用の手引き」に基づき適切に運行するとともに、運転業務委託先に対し、安全運行、保守点検整備等の徹底を指導します。

* 市社協所有山林及び駐車場の市への移管協議も継続します。

③財源の確保及び基金の有効活用

* 市社協の運営資金の多くは、介護サービス事業を除き、県・市、県社協からの委託料と市からの補助金で賄われているほか、市民から活動に理解をいただき、各世帯からの会費と共同募金の配分金、団体・事業所・個人等からの寄付金等で賄われています。なお、市民からいただく会費や寄付金等は職員の人件費には一切充当しておらず、職員の人件費は、補助金と委託料、介護サービスの収益等のみを充てています。

* 社協会費並びに共同募金は、貴重な自主財源として組織運営及び地域福祉事業の一部に配分しています。これからも、市民や法人事業所等の方々に、市社協の事業や様々な地域福祉事業についてのPR活動を積極的に行い、理解をいただきながら、社協会費や共同募金に協力をお願いしていきます。

* また、社協会費、共同募金以外の新たな財源確保策について、社会福祉基金の活用も含め、調査・検討を継続し、健全な財政基盤の確立を目指します。

④地区社協等と連携した八幡・松山・平田支部運営

* 各支部は、本部と連動して各事業に取り組むとともに、地区社協連絡組織や関係団体代表者等との意見・情報交換、調整を図りながら、各地区社協の活動支援、地域福祉・福祉教育事業、関係福祉団体の活動支援を行います。

* 各支部には引き続き、職員、地域福祉専門員、事務員の計3名を配置し、各支部・地区社協の地域福祉活動の取り組み経緯や地域特性等を活かした新たな支え合いの活動を展開していきます。

(2) 具体的取り組み

法人組織

* 社会福祉法人制度改革の柱である、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務に的確に対応した法人運営を目指します。

* 正副会長会議及び総務財政部会、地域福祉・ボランティア部会、共同募金部会、介護保険部会の各専門部会を適宜開催し、所管事業推進について協議します。

事務局職員体制

- * 市社協の特徴は、ほかの社会福祉法人と違い、地域福祉部門と介護サービス部門を運営していることです。介護サービス部門を有していることは地域福祉を推進していくうえで強みとなるものです。地域福祉課、介護サービス課、総務課が連携し、組織一丸となって強みを発揮することで、市民の自助・互助の力を高めていきます。
- * 部門間の連携にあたっては、組織の横断的人事等も考慮します。
- * また、限られた職員で効果的・効率的に事業を推進するためには事務の効率化が必要であり、職員一人ひとりが業務改善に取り組みます。
- * 地域福祉課、介護サービス課、総務課職員の資質向上にも力を入れ、職場内研修や各種研修会への参加を促進するとともに、資格取得支援の拡充を検討します。
- * 社会福祉法人の公益的な取り組みの一つとして、社会福祉士、看護師、介護支援専門員等の実習生や実務研修性を積極的に受け入れます。実習生の受入れに際しては、総務課が窓口となりながら、実習指導担当者と有資格指導者が連携・協力して対処していきます。
- * 地域福祉課職員の地区担当制を継続し、学区・地区社協やコミュニティ振興会、自治会、民生児童委員、福祉協力員をはじめ、関係機関・団体・事業所などと密接に関わり、地域の状況をしっかりと見つめ、「リアリティ感」「気づき、想像力」を働かせて、地域とともに課題や地域資源を把握して地域課題解決の方策を検討します。その際、職員はコミュニティ・ソーシャルワークの視点で地域と関わります。
- * 事業所安全衛生委員会を計画的に開催し、職場環境を整え、職員の心身の健康管理や労務災害の防止を徹底します。

コミュニティ・ソーシャルワーク

- ・ 個別支援（ケースワーク）と地域支援（コミュニティワーク）の両方の役割を果たしながら、既存の制度につながらない問題を明確にし、課題化し、解決につながる仕組みをつくり出すこと

地域福祉センター及び八幡やまゆり荘の管理・運営

- * 計画的な修繕等を行いながら、福祉関係者・利用団体をはじめとする多様な市民活動の利用に供します。維持管理経費の節減にも努めます。
- * 事業所等から寄贈された車いすの貸出を行います。
※車いすの貸出は、松山・平田支部でも行っています。

- * 地域福祉センターにおいては、市から津波避難ビルの指定を受けていることから、近隣住民の受入れ訓練を実施するほか受入れに必要な資機材を計画的に整備します。
- * 地域福祉センター入居団体による酒田市地域福祉センター運営委員会を開催し、施設管理運営の円滑化と適正な施設利用を図ります。

市福祉バス・市日赤福祉バス・やまゆり号の運行

- * 市から受託している市福祉バス・市日赤福祉バス及び市社協所有のやまゆり号の運行について、市民の福祉活動や研修活動に寄与できるよう、利用団体に対して「バス利用の手引き」に基づいた適切な利用を要請します。
- * 運転業務委託先に対し、事故防止のための社員教育計画、安全運行マニュアル等の提出義務を業務委託契約書に盛り込み、事故の未然防止を徹底します。

市社協所有山林及び駐車場の市への移管協議

- * 八幡地区にある市社協所有の山林（昭和63年寄贈）については、山林の適正管理・保全能力等の観点から、引き続き、市への移管を協議します。
- * 平成23年度から24年度にかけて整備した駐車場についても、隣接市有地との一体管理の観点から、市への移管を協議します。

財源の確保

- * 市社協会費、共同募金・歳末たすけあい募金、日赤会費等への協力依頼と集約について、関係団体等の理解・協力を得ながら取り組みます。
- * 自治会長研修や学区・地区社協研修での説明のほか、市社協会報やホームページ等を通じて市社協の事業内容や財務状況を市民等にお知らせし、会費等納入への理解・協力をお願いします。特にホームページで財務諸表の情報を開示し、市社協に対する市民等の信頼を高めます。
- * 社協会費、共同募金以外の新たな財源確保策について、先進社協等の取り組み調査や財務分析等を行います。

基金の有効活用

- * 社会福祉基金については、平成28年度末で約1億6千3百万円積み立てていますが、社会福祉事業基金規程で、社会福祉事業を行うために特別の事情のあるときは取り崩すことができると規定しています。
- * 地域における公益的取り組みの財源として、市社協が独自または他の社会福祉法人等と共同で実施する地域福祉事業に社会福祉基金の活用を検討します。
- * また、学区・地区社協等が実施する地域福祉事業への社会福祉基金の活用についても、新・草の根事業の包括的見直しや市の補助事業等ともすり合わせを行い検討・協議していきます。

八幡・松山・平田支部運営

- * 八幡・松山・平田支部では、管内における市社協会費、共同募金・歳末たすけあい募金、日赤会費等への協力依頼と集約について、関係団体等の理解・協力をいただいで取り組みます。
- * また、管内各地区社協の活動支援や福祉教育事業、関係福祉団体の活動支援を行うほか、各支部・地区社協の地域福祉活動の取り組み経緯や地域特性等を活かした新たな支え合い活動を展開していきます。
- * 特に、八幡・松山・平田支部地区では、公共交通機関の利用方法がデマンドタクシーなど限られることから、通院や買い物など移動手段の確保が求められています。こうしたことから、地域で立ち上げる、高齢者等の生活支援のための交通確保の調査研究に参加し、一緒になって検討していきます。

【八幡支部】

- * 八幡支部においては、介護予防と高齢者の交流の場である「ミニディサービス」を今年度も継続して実施していくとともに、これまで以上に効率的な運営を進めていきます。
- * 平成29年度で終了した「介護予防講座（市委託事業）」に替わる新たな「しゃんしゃん元気づくり事業（仮称）」や日常生活支援総合事業への関心が深まる中、地域での取り組みに対する協議検討機会の提供などを進め、各地域に合った事業の選択と取り組み推進に支援していきます。

【松山支部】

- * 松山支部においては、支所、包括支援センターと連携して、毎月実施している「松山いきいきくらぶ」に合わせ、小規模作業所の商品販売会

やバザーを引き続き開催していきます。

- * また、参加の少ない中高年男性の引きこもり防止対策として、男性の居場所作りに取り組みます。
- * 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、地域の実態に即した地域住民同士の支え合いの仕組みづくりや、交通手段の確保など地域課題解決のための支援をしていきます。

【平田支部】

- * 平田支部においては、支部独自で行っている地域包括支援センターとの連携を密にした高齢者訪問活動を継続し、生活状況・健康状態等を把握して、活用できる福祉サービスの情報を提供するとともに支援の必要な高齢者等の情報を市福祉課・介護保険課・健康課等へつないでいきます。
- * 平田管内にある42か所のサロンの活動の充実を支援していきます。
- * 介護予防の一環として、包括支援センターの主導で行っている「健康増進教室」を、現在の10か所からもっと広めていけるよう各サロンに働きかけます。
- * 地域に密着した、より身近なふれあいの場「サロン」となるよう地域の方々に支援活動を行います。